

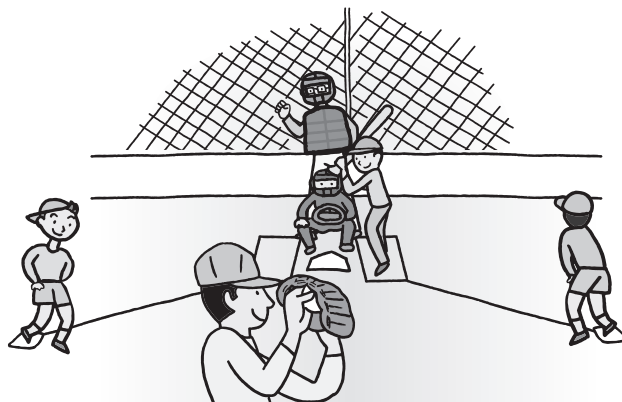
“放課後子ども教室”に参加される皆様へ

スポーツ安全保険のご案内

★“放課後子ども教室”を安心サポート!!

「放課後子どもプラン」に基づく「放課後子ども教室」に安心して参加いただくために、万一のケガや賠償責任の事故への備えとして、スポーツ安全保険にご加入されることをお勧めします。

本補償制度は、放課後子ども教室に参加する子どもから指導者等の大人（安全管理員、学習アドバイザーなどを含みます。）まで幅広い層を対象とし、放課後子ども教室での様々な団体活動を補償しております。



●野球やサッカーなどのスポーツ活動



●工作などの文化活動



●各種体験活動

平成28年度 加入区分・掛金・補償額

加入者ごとに加入区分をご選択いただき、合計人数が4名以上でご加入ください。

加入対象者		加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (注1) (日額)	通院 (注1) (日額)		
子ども (中学生以下 特別支援学校高等部 の生徒を含む)	放課後子ども教室に参加する 子ども	A1 (注2)	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算 1 事故 5 億円 ただし、対人賠償は 1 人 1 億円	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	文化活動の指導者 準備・片付け・子どもの送迎を 行う者	A2							
	大人 (高校生以上)	C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
		B	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		

(注1) 入院、通院については治療日数1日目から補償します。

(注2) 子どもの場合は、「団体活動中およびその往復中」以外の事故も補償するAW区分もあります。

(注3) 年齢の判断は、「平成28年4月1日」と「掛金の支払手続きを行う日」のいずれか遅い日の満年齢を基準とします。

このご案内は放課後子ども教室に参加される方々向けに、スポーツ安全保険の概要を説明したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましては、スポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

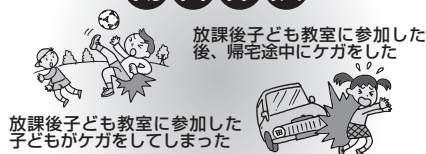
スポーツ安全保険の補償内容について

1 対象となる事故

ご加入いただいた教室の**管理下**で行われる**団体活動**と、自宅と団体活動場所との通常経路**往復途中**の傷害・賠償責任事故および突然死(注)を補償します。(ただし、学校管理下における活動中の事故を除きます。)

(注) 被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。

傷害保険



賠償責任保険



突然死葬祭費用保険



2 保険責任期間(補償期間)

平成28年4月1日午前0時から平成29年3月31日午後12時まで

3 ご加入方法 平成28年3月から受付開始

①加入依頼書はスポーツ安全協会のホームページよりご請求いただくか、スポーツ安全協会支部、各教育委員会などに設置しておりますので、必要事項をご記入の上、指定の金融機関で加入手続きをお願いします。(平成28年度加入依頼書は平成28年2月下旬より配布予定)
※インターネットからも加入ができます。詳しくはスポーツ安全協会ホームページをご覧ください。

②ご加入にあたっては、**加入者4名以上**で、代表者が掛金・名簿をとりまとめてお申込みください。追加加入の際には1名からでも手続きができます。

4 補償内容

	傷害保険	賠償責任保険	突然死葬祭費用保険
対象となる事故	被保険者(補償の対象となる方)が日本国内での 団体の活動中 および 往復中 に、 急激で偶然な外来 の事故により被った傷害(熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。 ※急激で偶然な外来の事故により被った傷害とは、突発的な予知できない出来事にもなう外部からの作用により被った傷害をいい、身体に内在する疾病は含まれません。	被保険者が日本国内で行う 団体の活動中 および 往復中 に、またはそれらを行うために被保険者が所有・使用・管理する動産に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより、 法律上の損害賠償責任を負うこと によって被った損害を補償します。 (例1)団体活動への往復中、自転車ですって通行人とぶつかりケガをさせた場合 (例2)団体活動中に、一時的に借用した体育施設の窓ガラスを誤って割ってしまった場合	被保険者が日本国内での保険期間中の 団体の活動中 および 往復中 に 突然死(※) した場合で、 被保険者の親族が葬祭費用を負担したとき に対象となります。 ※突然死とは、急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とし、下記のいずれかに該当する死亡をいいます。 ①団体の活動中および往復中の死亡 ②団体の活動中および往復中に顕著な体調変化が確認(*1)され、そのときから24時間以内の死亡(*2)。ただし、その顕著な体調変化に関係がある死亡に限りません。 (*1) 被保険者以外の第三者により確認されたものに限りません。 (*2) 顕著な体調変化の時から24時間経過時点で延命または集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡を含みます。
保険金が支払われない主な場合	(1)次のような事由により生じた傷害 ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む。)、心神喪失 ④被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置(保険金の支払対象となる傷害を治療する場合を除く。) ⑤地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など ※テロ行為によるケガは対象となります。 (2)むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの (3)学校、保育所の管理下の活動中に生じた傷害(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。) (4)山岳登山などの危険度の高いスポーツを実施している間に生じた傷害 (5)AW区分の「団体活動中および往復中」以外での熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒 (6)次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。 ①急性心不全、脳内出血などの突然死(突然死葬祭費用保険の対象となります。) ②野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ③成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など) (7)日本国外での事故および保険期間外に発生した事故	(1)法律上の賠償責任が発生しない損害 ※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしていても、 不可避的に起こってしまう事故もあります。このような事故の場合は一般に法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。 (2)次のような事由に起因する損害 ①被保険者の故意 ②被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ③自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む。)、航空機(グライダー、飛行船およびモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。)、船舶(人力または風力を原動力とするものを除く。)の所有、使用または管理 ④狩猟 ⑤地震、噴火、津波などの天災。戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など (3)被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (4)被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設を壊した場合は支払われます。) (5)被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害 (6)学校または保育所の管理下における活動に起因する損害 (7)山岳登山などの危険度の高いスポーツ活動に起因する損害 (8)被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害(ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。) (9)被保険者が公務員(ただし、スポーツ推進委員などの非常勤で団体活動を指導する者を除く。)として職務上遂行した業務に起因する損害 (10)日本国外で行う活動に起因する事故(AW区分については一部対象となります。) (11)保険期間外に発生した事故	突然死葬祭費用保険 (1)次のような事由により生じた突然死 ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③被保険者の心神喪失 ④被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置 ⑤地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など (2)学校、保育所の管理下の活動中に生じた突然死(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。) (3)AW区分の「団体活動中および往復中」以外での突然死 (4)日本国外での事故および保険期間外に発生した事故 (5)スポーツ安全保険(傷害保険)の死亡保険金としてお支払い対象となる死亡 (6)生前購入された墓、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用

(お問い合わせ先)

公益財団法人 スポーツ安全協会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11
http://www.sportsanzen.org

03-5510-0022

<引受幹事保険会社>

東京海上日動火災保険(株) 公務第2部文教公務室
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階
TEL. 03-3515-4346 (平日9:00~17:00)
(共同引受保険会社(平成28年4月予定))

あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン日本興亜 大同火災
東京海上日動 日新火災 富士火災 三井住友海上

<担当課>

**インターネット
からの資料請求**

資料請求はスポーツ安全協会ホームページより受付しております。(平成28年度の各種資料は平成28年2月下旬より受け付け)

http://www.sportsanzen.org

または

スポーツ安全協会

検索

なお、3月、4月中の発送には多少日数がかかる場合があります。お急ぎの場合はスポーツ安全協会各支部までご連絡ください。

●当補償制度は、スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険(スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)・突然死葬祭費用担保特約付帯普通傷害保険)および賠償責任保険(スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険およびスポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)付帯普通傷害保険賠償責任担保条項)によって構成されています。

平成28年1月作成

15-T08576